

裁 決 書

審査請求人

生年月日 大正

被保険者証の番号

上記代理人 札幌市

甲斐 基男

処 分 庁 札幌市中央区南2条西14丁目
北海道後期高齢者医療広域連合

審査請求人が平成20年5月21日付けで提起した後期高齢者医療被保険者証交付処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

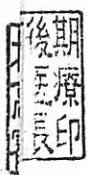
事 実

処分庁は、平成20年4月1日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第17条第1項の規定により、後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」という。）を交付した。

請求人は、処分庁が請求人に対して行った被保険者証交付処分（以下「原処分」という。）を不服として、平成20年5月21日付けで北海道後期高齢者医療審査会（以下「審査会」という。）に審査請求を提起した。

審査請求及び弁明の趣旨

1 請求人による審査請求の趣旨



請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張する。

- (1) 本人の意思確認や自発的な手続きを経ず、後期高齢者医療制度に強制加入させることは、憲法第13条に規定されている個人の尊重に違反する。
- (2) 75歳以上を対象とした医療制度を創設し、その被保険者全員から保険料を徴収したり受けられる医療を制限したりすることは差別であり、憲法第14条に規定されている法の下の平等に違反する。

2 処分庁による弁明の趣旨

処分庁は、本件審査請求の棄却を求めて、次のとおり主張する。

- (1) 原処分は、法令に基づき、適正に行われたものである。
- (2) 後期高齢者医療制度は、国民の共同連帯の理念等に基づき、法律によって設けられたものであり、制度に加入し、自らも一定程度の負担を負うことは、高齢者の医療を互いに支え合うという公共の福祉の実現という目的にかなうものであり、憲法第13条に規定されている個人の尊重に違反するとはいえないと考える。
- (3) 後期高齢者医療制度は、統計上医療を要する比率が高くなる75歳以上の高齢者にかかる負担が過大になることがないよう、他の世代と比べて医療を受ける際の自己負担を低い水準で維持する目的で設けられた制度であり、憲法第14条に規定されている法の下の平等に違反するとはいえないと考える。

裁決の理由

本件に関して次のとおり判断する。

1 原処分について

- (1) 後期高齢者医療制度の被保険者については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条において、同条第1号で後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の区域内に住所を有する75歳以上の者を、同条第2号で広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、厚生労働省令の定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該広域連合の認定を受けたものを、それぞれ被保険者とする旨規定されている。
- (2) 請求人は、原処分時、札幌市に居住する88歳の者であるから、処分庁が行う後期高齢者医療の被保険者であることが認められる。
- (3) 施行規則第17条第1項により、広域連合は被保険者に対し、被保険者

証を交付しなければならないと規定されていることから、処分庁は原処分を行ったのであり、原処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

2 請求人の主張について

請求人は、審査請求の趣旨(1)及び(2)のとおり、後期高齢者医療制度に関し、憲法違反であると主張する。

しかしながら、当審査会は、処分庁の行った原処分が法令の規定に従って適法に行われたものであるかどうかについて審理を行うものであり、法令の規定あるいはこれに基づく後期高齢者医療制度が憲法に違反するかどうかの判断については、当審査会の権限に属するものではない。

したがって、請求人のこれらの主張は、当審査会の権限外のことを求めているのであるから、これを採用することはできない。

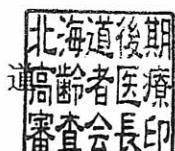


以上のとおり、原処分は法令の規定に基づき行ったものであり、取り消すべき瑕疵があるものとはいえないから、請求人の主張には理由がないものである。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成20年10月9日

北海道後期高齢者医療審査会
会長 伊藤 隆



教 示

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。